

令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 コロナ禍において、感染対策に係る経費が嵩むなか、県内の社会福祉施設等においても原油価格・物価高騰の影響による負担増がさらに経営を圧迫しており、事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、県は、社会福祉施設等の負担増を軽減し、当面のサービス維持を支援するため、令和4年度の上半期における光熱費及び車両に係る燃料費の負担増に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、「社会福祉施設等」とは、「介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく介護サービス等を提供する施設・事業所」のうち、別表に定めるものをいう。

（補助の対象）

第3条 補助の対象は、「県内において社会福祉施設等を運営する法人等」（以下「運営法人等」という。）とする。ただし、国・独立行政法人及び地方公共団体を除くものとする。

（補助金の対象経費及び補助額）

第4条 補助金の対象とする光熱費及び燃料費に係る対象経費、補助率及び上限額等は別表のとおりとし、補助額は、同表に定める上限額の範囲内において同表に定める算定方法により知事が定める額とする。この場合において、算定した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項に定める申請書は、令和4年度社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付申請書兼実績報告書（様式1）（以下「申請書等」という。）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- （1）光熱費の事業所等別内訳（様式2-1）
- （2）社会福祉施設等車両内訳（様式2-2）
- （3）支出等の事実を確認できる書類
- （4）その他知事が必要と認める書類

3 申請書等及び申請書等に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 運営法人等は、前条の提出を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定の通知)

第7条 知事は、規則第4条第1項の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、内容が適正であると認めた場合は、交付決定を、適正であると認められない場合は不交付の決定を行い、その旨を「当該申請をした者」（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(交付額の確定)

第9条 第7条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と同一であるときは、当該申請書等は規則第13条第1項の規定による報告とみなすことができるものとし、知事は、当該交付の決定に合わせて、当該報告に基づき交付すべき額を確定することができるものとする。

2 第7条の場合において、その交付の決定の内容が申請書等の内容と異なる部分があるときは、補助事業者は、知事が別に定めるところにより、規則第13条第1項の規定による報告をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 補助事業者が前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、補助金の交付を受けているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式3）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助事業者は、補助金と補助金以外の経理とを明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿、領収証その他の書類（以下「会計帳簿等」という。）を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくとともに、知事等から求めがあった場合には、速やかに会計帳簿等を提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。